地方独立行政法人大牟田市立病院医療用医薬品運用業務仕様書

１　趣旨

この仕様書は、地方独立行政法人大牟田市立病院（以下「病院」という。）における医療用医薬品（以下「医薬品」という。）運用業務の仕様について、必要な事項を定めるものである。

２　対象業務

(1)　業務名

地方独立行政法人大牟田市立病院医療用医薬品運用業務

(2)　業務場所

大牟田市立病院　福岡県大牟田市宝坂町２丁目１９番地１

(3)　業務委託期間

令和８年４月１日から令和１０年３月３１日まで

３　業務概要

(1)　対象物品

ア　本業務の対象物品は、輸血用血液製剤を除く病院の採用医薬品（注射薬、内服薬、外用薬、消毒薬、造影剤、透析液等）とする。

ただし、採用医薬品の品目については病院が随時決定するものとし、在庫定数及び包装単位については別途の取扱いとする。

イ　納入期間は、令和８年４月１日から令和１０年３月３１日までとし、納入価については、原則として年度単位で更改する。

(2)　運用形態

ア　病院は、対象物品を受託者から購入する。

イ　病院は、対象物品を病院の薬品庫に定数として在庫し、受託者は、病院が病院の薬品庫から出庫した対象物品を定数補充方式により供給するものとする。ただし、麻薬及び覚せい剤原料について病院は、定数管理の対象外物品とするものの、受託者は病院が必要とする品目及び数量を遅滞なく供給すること。

ウ　受託者は、毎月月末までに供給した対象物品について、その計算を締めきり、翌月にその代金を書面により請求するものとする。

エ　３日以上連続して外来診療を行わない日が続く場合の運用については、その都度病院と受託者で協議し、対応を決定する。

オ　病院は、個別の対象物品について、受託者に供給する能力が無いと判断した場合に限り、他の医薬品卸業者から購入することとする。

４　仕様

(1)　薬品庫在庫管理業務

受託者は、病院の薬品庫における在庫管理業務として、次に掲げる業務を行うものとする。

ア　対象物品を定数補充方式により病院の薬品庫に供給すること。

イ　対象物品の入庫及び出庫実績を毎日集計し、１週間に２回以上の補充を行うこと。

ウ　病院が薬品庫に在庫する対象物品を６０日経過してもなお出庫しない場合は、病院に報告すること。

エ　対象物品の日次、月次、年次の入庫実績に関する帳票を作成し、病院に報告すること。

オ　対象物品の入庫及び出庫実績に基づき、定数の見直し等の検討を行い、病院に最適な品目、定数等を提案すること。

カ　同種同効品の統一による医薬品の標準化や切替えに関する提案を行うこと。

キ　副作用、有害事象等発生時の処理及び対応を迅速に行うこと。

ク　一年度に２回以上のたな卸しを行い、病院に報告すること。

(2)　出庫業務

受託者は、病院が病院の薬品庫から出庫する対象物品について、次に掲げる業務を行うものとする。

ア　病院の出庫業務における払出し及び在庫数量管理を補助すること。

イ　対象物品の日次、月次、年次の出庫実績に関する帳票を作成し、病院に報告すること。

(3)　部署配置物品管理業務

受託者は、病院が各部署に配置する対象物品について、次に掲げる業務を行うものとする。

ア　病院の薬品庫から出庫し、各部署に定数として配置する対象物品については、定数表を作成し、管理すること。

イ　各部署で使用した対象物品を病院が補充する際の補助を行うこと。

(4)　対象物品の購入

病院は対象物品を受託者から購入するため、受託者は対象物品の納入単価の低減に加え、対象物品の標準化及び同種同効品の提案を常に行うこと。

(5)　業務遂行に当たっての留意事項

受託者は、業務遂行に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

ア　医薬品の製造番号、使用期限等の品質管理を常に行い、使用期限切れ間近の医薬品を供給しないこと。

イ　対象物品について、欠品等が生じないようにすること。

５　医薬品の供給体制

受託者は、対象物品について、安定して供給できる体制を整えること。

 (1)　病院の薬品倉庫に適時の補充が可能な供給体制を整えること。

(2)　対象物品、対象物品以外の医薬品のいずれにおいても、緊急使用等に迅速に対応できること。

(3)　医薬品の返品及び交換に誠実に対応すること。

(4)　病院は災害拠点病院の指定を受けていることから、天災地変等の不測の事態において、病院や受託者の物流拠点施設や当該地域に被害が及んだ場合においても、受託者は、病院に対して優先的に対象物品を安定して供給すること。

６　業務遂行体制

受託者は、業務に精通した適正な人員を配置すること。

(1)　病院内業務従事者の配置

　受託者は、月曜日から金曜日までの外来診療日の８時３０分から１７時１５分までの間、病院に業務従事者を配置すること。

(2)　病院内業務従事者の配置時間外の対応

　　　土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下。「祝日法による休日」という。）、１２月２９日から翌年の１月３日までの日（祝日法による休日を除く。）及びこれら以外の日の１７時１５分から翌８時３０分までの時間帯については、緊急使用等の医薬品の納入等に対応できる体制を整えること。

 (3)　病院内業務従事者の服務規律

　受託者及び病院内業務従事者は、病院内での業務遂行に当たっては、病院が別途指定する服務規律を遵守すること。

７　業務遂行に必要なシステム等

業務に必要となる電子計算機器及びソフトウェア等（以下「在庫管理等システム」という。）は、受託者のものを使用する。ソフトウェア等の詳細な仕様については受託予定者と協議し、決定する。

なお、在庫管理等システムの導入費用及び契約期間中に在庫管理等システムの更新、修繕等のメンテナンスが必要となった場合の費用は、受託者の負担とする。

(1)　在庫管理等システムは、対象物品についてバーコード等を利用して管理することができるものとする。

(2)　受託者は、在庫管理等システムにおける対象物品のマスター管理を随時に行うこと。

(3)　病院の薬品庫から対象物品を出庫した時点でバーコード等を在庫管理等システムに読み込ませることで出庫実績を作成し、これを基に定数補充する入庫実績を管理すること。

(4)　在庫管理等システムにおいて、バーコード等に代わる方法で管理する場合は、具体的に提示すること。

(5)　病院が必要とする経営分析や購入及び使用実績等各種データ及び帳票の出力が可能であること。

(6)　在庫管理等システムの端末機については薬品庫に２台、事務局事務室に１台、ＳＰＤ倉庫に１台設置し、ネットワーク環境を整備すること。当該工事に必要となる費用は受託予定者の負担とする。

(7)　インターネット接続環境が必要となる場合は、専用回線を新規に開設すること。当該工事に必要となる費用は受託予定者の負担とする。

８　受託者の遵守事項

受託者は、関係法令等に則り業務を遂行するとともに、次に掲げる事項について遵守すること。

(1)　受託者は、本仕様書や別途締結する契約書並びに病院が求める事項について、業務従事者に周知し、徹底させること。

(2)　受託者は、病院が提供する場所及び無償貸与する機材等を衛生的に使用すること。

(3)　病院が無償貸与する機材等のほか、受託者が業務の遂行上必要として準備するものについては、病院の承認を得た上で、使用すること。

(4)　受託者は、業務従事者の衛生、風紀及び規律の維持に関し、一切の責を負うとともに、感染予防及び感染対策に努めること。

(5)　受託者及び業務従事者は、職務上知り得た情報の秘密保持を厳守すること。

９　運用開始に伴う準備等

受託予定者は、円滑に業務を開始し、病院内外に混乱をきたさないようにするため、現状把握をはじめ入念な事前準備を行うこと。

なお、準備期間の費用については受託予定者の負担とする。

(1)　病院の関係部門への聞き取りや説明、実践的なリハーサルを実施し、円滑な運用開始に努めること。

(2)　在庫管理等システムのシステムエラー等不測の事態を想定した各種テストを実施し、円滑な運用開始に努めること。

(3)　運用開始時の在庫の取扱いについては、病院内外に支障をきたさないよう誠実に対応すること。

１０　想定スケジュール

令和８年１月以降　受託予定者による運用業務の準備開始

令和８年４月１日　受託者による運用業務の開始

１１　その他の留意事項

(1)　業務等履行不能時の履行保証を確保すること。

(2)　麻薬及び覚せい剤原料については定数管理の対象物品とはしていないが、病院からの発注に応じて安定的に納品すること。

(3)　受託者は、業務を円滑に遂行するために必要な備品類を整備することとし、これに必要な経費は、受託者の負担とする。

(4)　各業務の遂行に当たっての業務水準書等を作成し、病院に提出するとともに、必要に応じて病院とともにその内容を改定すること。

(5)　本仕様書に定めのない事項については、病院と受託予定者で協議し、別途決定する。

(6)　本業務契約は、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る病院の予算において削減等があった場合は、病院は、この契約を変更又は解除することができるものとする。この場合において、受託者は、これにより生じた損害の賠償を請求することができないものとする。

１２　参考事項（病院の概要）

(1)　法人名

地方独立行政法人大牟田市立病院

(2)　施設名

大牟田市立病院

(3)　所在地

福岡県大牟田市宝坂町２丁目１９番地１

(4)　許可病床数

３２０床（一般病床）

(5)　許可病床数内訳

救急病棟　２０床

精神科を除く全科

西３階病棟　３３床

小児科、産婦人科、その他（小児）

西４病棟　５３床

外科、泌尿器科

西５病棟　６０床（東５階医療措置協定に基づく確保病床を含む）

整形外科、形成外科、皮膚科、耳鼻科、（脳神経外科）

東６病棟　５２床

内科、消化器内科、内視鏡内科、腎臓内科、血液内科、

内分泌・代謝内科、眼科、（循環器内科）

西６病棟　５１床

脳神経外科、循環器内科、血管外科、（整形外科、内科）

東７病棟　５１床

内科、外科、泌尿器科、産婦人科

(6)　特殊施設

ＨＣＵ　２０床、腎センター　１８床、化学療法センター　８床、健診センター、リハビリテーション

 (7)　診療科目（令和７年３月３１日現在）

内科、消化器内科、内視鏡内科、血液内科、腫瘍内科、内分泌・代謝内科、循環器内科、腎臓内科、外科、消化器外科、血管外科、腫瘍外科、呼吸器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、脳・血管内科、麻酔科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、救急科

(8)　１日平均外来患者数（令和５年度）

４１５．６人

(9)　１日平均入院患者数（令和５年度）

２３６．４人

(10)　病床利用率（令和５年度）

６７．９％

(11)　平均在院日数（令和５年度）

１１．５日

(12)　手術（手術室施行分）件数（令和５年度）

２，８３３件

(13)　医薬品購入費（令和５年度）

１，１０３，６０９千円（税別）

(14)　採用医薬品の種類（令和７年３月１日現在）

２，０１５種類

(15)　院外処方箋発行率

９２．６１％

(16)　主な各種指定、届出事項

地域医療支援病院、地域がん診療連携拠点病院、厚労省臨床研修指定病院、災害拠点病院、救急告示病院、改正感染症法に基づく第一種、第二種指定医療機関、７対１入院基本料